建築士 事務所 協会報

Topics: 改正建築物省エネ法適合判定に係る実務上の申請・検査対応のポイント

令和3年度県内主要官公庁役付職員配置

MAY 2021 Vol. 463

一般社団法人 広島県建築士事務所協会 Hiroshima Association of Architectural Firms



今月の表紙



<第10回ひろしま建築文化賞 優秀賞受賞作品> TOTO宮島おもてなしトイレ

≪建物概要≫

発注者:廿日市市

所 在 地:廿日市市宮島町

設計:(株)あい設計

施 工:(株)増岡組

用 途:公衆便所、観光案内所

構造規模:木造 2階建て

延床面積:509.87㎡

設計期間: 2017年7月~2018年6月

工事期間:2018年9月~2019年7月



≪設計概要≫

全国的なインバウンド需要の高まりの中で、年間 来島者が400万人を超える宮島。観光経済の観点から ホッと落ち着けるトイレで、来島者の滞在時間を延ば したいという自治体の思いと、日本の優れたトイレ文 化の世界への発信を目指すトイレメーカーとの思いが 一致し、官民協働で生み出されたトイレです。

宮島にシカ(鹿)ないトイレを目指し、宮島町家特有の平面構成を取り入れました。パブリックな観光案内兼休憩所(ミセ)とプライベートなトイレ(ザシキ)との間に、半屋外の共用部(オウエ)を配置しています。また、敷地境界と外壁との間に微妙なズレをつくることで生まれたスペースは(通り庭)と見立て、表参道からトイレに直接アクセスできる通り道となっています。更に、円型に設けた共用部から、放射状に各機能と動線を分散させることで、トイレ待ちの行列が交錯しないよう配慮しました。

外観においては、かつて建っていた木造建築の面影 を可能な限り残すため、屋根形状の踏襲や既存建物部 材を一部再利用することで、宮島のまち並みへの調和 を図っています。

歴史の継承、最先端の衛生設備、和と陰影を感じさせる内部空間が、当初からのコンセプトである、既設のトイレイメージを払拭する「脱・公衆トイレ」としての在り方を体現しています。

目 次

■特 集

2……改正建築物省エネ法適合判定に係る実務上の申請・検査対応のポイント

■行政ニュース

20 …… 令和3年度県内主要官公庁役付職員配置

■協会トピックス

25 …… 月間行事

■お知らせ

27……建築士事務所のための法律相談窓口

28……私のお気に入り 恒川真一

32 …… 会員動静

新入会員紹介

34 ……編集後記 河原直己

■今月の表紙タイトルバック/日本の伝統色 初恋薊 はつこいあざみ

風薫り楚たるきみを知り初めし…薊のあの深い紫。 五月の野には菖蒲も咲き目をなごます。

(十日町織物工業協同組合策定きもの誕生色より)

建築士事務所憲章 鄭

建築士事務所は、建築や環境が文化の形成に占める重要な意味を認識し、 社会の健全な進歩と発展に寄与します。

- 一、誠意をもって設計と監理の業務を遂行し、建築主の期待に応えます。
- 一、健康で快適な生活環境の創造と、安全安心、持続可能で良質な資産形成を図ります。
- 一、自己研鑽を怠らず、職業倫理を高め、法令遵守と公益の立場に立って最善を尽くします。
- 一. 設計意図の理解を施工者に求め、公正に工事を監理します。
- 一、互いに信頼を深め、連帯の精神を持って職務を全うします。

平成20年5月

- 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
- 一般社団法人 広島県建築土事務所協会

特集

改正建築物省エネ法適合判定に係る 実務上の申請・検査対応のポイント

令和3年4月 改正建築物省エネ法が全面施行



令和元年5月17日に「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正 する法律」(改正建築物省エネ法)が公布され、令和3年4月1日に全面施行されました。 これにより、適合義務制度の対象が大規模非住宅(2,000 ㎡以上)から中規模非住宅 (300 ㎡)まで拡大され、また新たに住宅・建築物(300 ㎡未満)を対象に、設計時に建築 士から建築主に対して、省エネ基準への適否等の説明を行う説明義務制度が新設されま した。

国土交通省のオンライン講座による法改正の説明会は昨年 12 月より行われてきていま すが、省エネ基準適合性判定の実務についてまだまだ不安に思う設計事務所が多いこと から、今号では賛助会員の日本 ERI 株式会社に協力いただき、「改正建築物省エネ法適合 判定に係る実務上の申請・検査対応のポイント」をまとめていただきました。

改正建築物省エネ法適合判定に係る実務上の申請・検査対応のポイント (一社) 広島県建築十事務所協会替助会員 日本 ERI 株式会社 広島支店長 新上敏彦

1. はじめに

(1) 法改正による対象建築物の拡大

建築物省エネ法の改正により、省エネ基準適合 性判定の義務対象となる非住宅建築物が、これま での延べ面積が 2,000 ㎡以上から **300 ㎡以上に対** 象が拡大され、4月1日から施行されました。

この対象拡大により、設計者、工事監理者は、 これまでの建築基準法のチェックだけでなく、建 築物の省エネ計画に関する内容把握や申請、審査 等のスムーズな業務運営が求められています。

適合判定は、建築確認申請や完了検査等手続き と連動しているため、適合の可否が着工(確認済 交付)や竣工(検査済交付)、引渡しなど、日程に 大きな影響を及ぼします。これをうまく進めてい く上では省エネ適合の制度や内容の把握が必要 になります。

その一つが申請ですが、省エネ適合性判定と建 築確認は両方が連動しているため、まずは、同じ 指定・登録機関に申請することが、審査~検査を スムーズに進める上で、大切なポイントの一つと 考えています。



図1 省エネ適合性判定と建築確認の関係図

(2) 日本 ERI(株)の実績

日本 ERI 株式会社では、図2に示す、業界トッ プの人員、実績、経験を活かしこの判定に関する 様々なご相談を全国34の窓口で承っています。 また、この実績を踏まえて実務に役立つ業務分析 なども進めています。

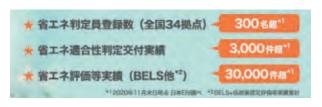


図2 実績表

(3) 今回紹介する主な事項

今回ここで紹介する内容は次の事柄です。

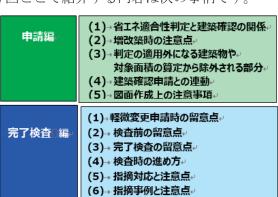


図 3 紹介事項

2. 申請編

(1) 省エネ適合性判定と建築確認の関係



図4 確認と省エネの手続きフロ一図

建築確認との関係で注意が必要なのは、省エネ 適合判定がクリアーしないと確認済証は交付されま せんし、省エネの検査がクリアーしないと検査済証は 交付されないという点です。

(2) 増改築時の注意点

2017年4月1日以前から有る建築物に対して増 改築を行う場合には注意が必要です。 基本的に増 改築面積が増改築後の全体面積の 1/2 以下であれ ば届出義務となりますが、1/2 超になると適合判定義 務の対象になります。ただし、増改築する部分のうち 非住宅部分が300 m*未満の場合は届出となります。

(3) 判定の適用外建築物や対象面積の算定か ら除外される部分

判定には、以下に示すように、適用除外の建築 物(①、②、③)や建築物の部分(④)があります。 例えば、

- ① 居室を有しないことにより空気調和設備を設 ける必要がない用途(自動車車庫や常温倉 庫、畜舎、公共用歩廊など)の建築物
- ② 高い開放性を有することにより空気調和設備 を設ける必要がない用途(観覧場、水泳場、ス ポーツ練習場など)の建築物
 - 注) 高い開放性の要件は、①壁を有しない、②開 放部分のみで構成されている、のいずれかです。
- ③ 文化財建築物や仮設建築物 など
- ④ 複合建築物の住宅部分は規模算定の面積 から除外しますのでご注意ください。

(4) 建築確認申請との連動

申請にあたっては、建築確認申請と連動し ているため、申請者において省エネ適合判定 図書と相互の整合性や図面の整合確認を行っ てくことが大切なポイントです (後で不整合が 発覚すれば変更手続きが必要になります)。

確認申請の情報* 省エネ適判申請図書

※非住宅部分の用途、建築面積、延べ面積、階数、工事種別、構造など

図6の一覧表はモデル建物法を利用した場合 の設計図書の名称と記載が必要な内容です。

平面図や立面図、機器表なども必要になり ますが、外皮の断熱範囲などを示した図面も 必要になりますので注意が必要です。

空調対象面積といった計算対象部分の面積 を明示することも忘れないでください。

・ 省エネ計算では、自動制御内容の入力も求め られますので、自動制御の内容がわかる図面 の添付も必要です。自動制御の設計図である 必要はありませんが自動制御の内容を設計図 書のどこかに明示する必要があります。

(5) 図面作成上の注意事項

- ・設計段階では、設備機器の種別や能力が明確に 決まっていないことが想定されます。
- ・完了検査では、その図面に記載された設備機器 等の種別や性能を持つものが設置されている ことを確認していきます。現場が申請図書の内 容と異なっている場合は変更の手続きを行う 必要がありますので注意してください。
- 申請図書に記載された設備機器の種別や性能値 は、その性能値がどの JIS 等に基づいたものか を明示する必要があります(ただし、計算プロ グラムの仕様選択では、当該仕様の確認要)。 このJIS等の記載がないと省エネ適合性判定の 審査で指摘されますので注意して下さい。

図 5	建築確認	申請と	の連動図
-----	------	-----	------

種別	記載項目	記載する設計図書の例	П	種別	記載項目	記載する設計図書の例
	方位、道路、目標となる地物	付近見取り図	П	換	給気機、排気機その他の機器の位置	各階平面図
基	計算対象部分の床面積	各階平面図	П	気	換気設備の仕様、台数等	機器表
本	計算対象部分の階数・各階の階高の合計	立面図	П	設	換気ファンの送風量制御	制御図(機器表)
情	計算対象部分の外周長さ	各階平面図		備	換気設備の計算対象床面積	各階平面図
報	計算対象部分の非空調コア部の外周長さ	各階平面図		照	照明器具の仕様、設置場所	照明器具姿図(機器表)、各階平面図
	空調対象床面積	各階平面図		明設	各種照明制御図	制御図(機器表)
	方位(建物と真北の関係)	配置図]	備	照明設備の計算対象床面積	各階平面図
外	断熱材の仕様、施工部位	断面範囲図(各階平面図、立面図)、仕様表		給	熱源機器の位置	各階平面図
皮	方位別の外壁面積、屋根(天井)面積	断面範囲図(各階平面図)		湯	熱源機器の仕様、台数等	機器表
	窓の仕様、施工部位、ブラインド、庇の設置状況	建具表、各階平面図	П	設	給湯配管の保温の仕様等	特記仕様書
	熱源機、ポンプ、空調調和機その他の機器の位置	各階平面図]	備	節湯器具の仕様等	衛生器具表(機器表)
空	熱源機器の仕様、台数等	機器表		昇降	日内地のム粉 制御古子	昇降機設備図
気	全熱交換器の仕様、台数等	機器表		備	昇降機の台数、制御方式	升冲恢3文闸区
調和	全熱交換器の自動換気切替制御	制御図(機器表)	П	設監		
設	予熱時外気取入れ停止制御	制御図(機器表)		設備設備	太陽光発電の仕様等	太陽光発電設備図
備	二次ポンプの変流量制御	制御図(機器表)		備電		
	空調機ファンの変風量制御	制御図(機器表)				

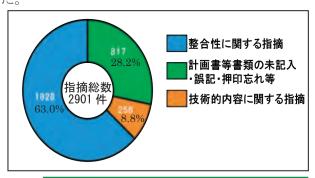
図 6 設計図書への記載項目・記載する設計図書の例(モデル建物法を利用した場合)

省エネ適合性判定では外皮に関する基準適合は 求められませんが、外皮の性能は空調のエネル ギー消費量に影響しますので、外皮の仕様につ いても図面に明示する必要があります。

① 建築確認と省エネ適合性判定の申請書及 び図面の相互の整合確認

2019 年に審査を行った案件から抽出した 162 件について省エネ適合性判定の当社での審査で どんな指摘があったのか分析しました。指摘の総 数は2901件です。

この中で指摘の約63%が整合性に関する指摘、 28%が未記入、誤記、押印忘れとなっており、技 術的な指摘は9%程度という結果でした。整合性 とか未記入といった指摘は申請図書作成の段階 で注意すれば避けることができます。約90%がこ の避けることができる指摘という結果が出まし



ERIが実施した省エネ適判審査時の指摘の分析 図 7

この指摘をさらに分析すると、その約80%が計 算書と添付された設計図の不整合であることがわ かりました。省エネ計算後に再度変更内容が計算 に反映されているか確認することが大切です。

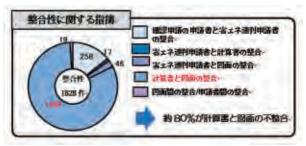
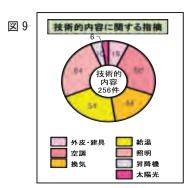


図8 整合性に関する指摘分析結果

② 審査時の指摘分析

技術的な内容に関する指摘については、空調、

換気、給湯、照明といった設備関連で90%を占め ており、書類の未記入の内訳では、50%ちょっと が記入漏れや未記入となっていました。



また、計算書と設計図の整合確認分析では、

- ・一番多いのが建具関連です。建具の大きさが計 算書と図面で違う、建具の数量が図面と計算書 で違うというケースが多々見受けられました。 意匠設計の方がデザインの最終調整段階で建 具の数量やサイズ、仕様を変更したためかと思 われます。
- ・続いて外皮関連で、断熱材の仕様や断熱の範囲 が整合していないケースです。
- ・3 番目は照明器具で、計算書と図面で台数が合 わない事例です。
- ・次いで空調、給湯と続いています。



図 10 整合性の指摘「図面等の整合分析」

③ 省エネ適合判定や届出に係る注意点

1) 適合義務対象建築物が複数ある場合の考え方 敷地内に適合義務対象建築物が複数ある 場合は、適合義務対象建築物ごとに、省エネ 適合性判定を受けます。

2) 増築時の注意点

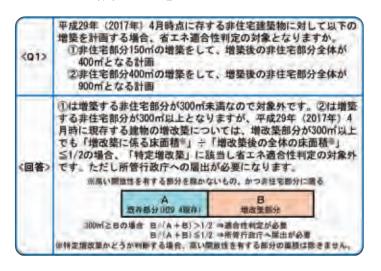


図11 増築時の例

2017年4月時点で現存していれば、特定増改築 のルールが適用できます。

特定増改築とは、増改築に係る非住宅部分の床 面積が、増改築後の非住宅部分全体の床面積の 1/2 以下の場合をいいます。特定増改築に該当す れば、省エネ適合性判定の対象とはならず、届出 の対象となります。

なお、増改築に関して、既存部分がいつできた のかで、省エネ基準自体も変わります。既存部分 が 2016 年4月時点で現存している場合は、省エ ネ基準は、BEIが 1.1以下となりますし、2016年 4月以降に新築する場合は、BEI は 1.0 以下とな りますので注意してください。

3) 規制措置の適用除外について

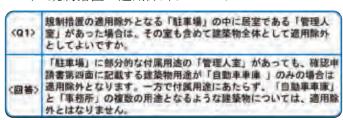


図 12 適用除外の Q&A

「駐車場」に部分的な付属用途の「管理人室」が ある場合、確認申請書第四面に記載する建築物用 途が「自動車車庫」のみの場合は、適用除外とな ります。一方で付属用途にあたらず、「自動車車 庫」と「事務所」の複数の用途となる建築物につ

いては、適用除外とはなりません。

適用除外の用途となるかどうかは、確認申請書 第四面の建築物の用途がどうであるかで判断され ますのでこの点に注意してください。

④ 計算方法の特徴

計算方法については、各種評価の方法により特 徴があり作業方法が異なります。

一般的に多いのが、モデル建物法です。他に、 標準入力法があります。これはWEBプログラムで、 誰でも無償で利用できますが、BEST(省エネ基準 対応ツール)に関しては、一般財団法人 建築環境 省エネルギー機構から有償で配布される計算方法 となっています。

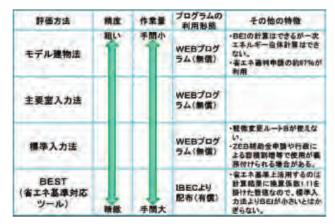


図 13 各種評価手法の違い

⑤ 申請図書作成時の便利ツール

当社では、申請時の便利ツール等をホームペー ジで公開しています。また、@ERI 倶楽部への登録 (無料)により便利ツール等が入手できるように なっています。そのいくつかをご紹介いたします。

1)申請前のチェックリスト

ERI で実施した省エネ適合性判定の指摘分析で、 書類の記入漏れ、記入ミス、添付書類の忘れとい うような些細な指摘の割合が高いことがわかりま した。このような指摘を削減するために作成され たのが図14の省エネ適判申請前チェックリストで す。

■提出書類 必要提出書類が揃っている	計画書(計画通知の場合「計画通知書」)
《省エネ適判の申請には右記の書類が必要です	設計内容説明書
	設計図書
	計算書(計算根拠資料含む)
	委任状兼同意書
是出する申請書類の部数は揃っている	2部(非住宅建築物の場合)
	3部(複合建築物(住宅+非住宅)の場合) ※住宅部分が300㎡以上の場合に限る。 ※住宅と非住宅はファイルを分けてください。
2名押印されている	
・計画書は第一面の提出者と設計者の欄	OK
・設計図書はすべての図面	ok
・計算書や根拠資料は表紙付としてその表紙に記名押印	OK
委任状兼同意書は所定の欄に記名押印	ok

図 14 省エネ適判申請前チェックリスト

* 巻末にチェックリストをつけています。

4) 設計内容説明書

省エネ適判の申請では、「設計内容説明書」の 添付が必要となります。当社では標準的な書式を 準備していますし、その詳細版も用意しています。

	开性地													
設計者民	-6													
【音樂書士》														
6822	148 ES		R	k 20+ 162									980	N2450
海2賞	項目	項目			19 at	100 岩	7					尼数图像		_
321596	21-3X-0-P	適用する計算		□ 土田2								出力赛	- ×	eb .
の概要		が油		2A:00 C	5.最大區2	9255390	るがあ	******		********	-	相談曲	-	
		申請の対象	Marine IX (do 200 do co) de laboral.									an mark		
		となる用油	O WARME O CO					12.44	CI 201624		0			
		(数曲する金で)	O SHURW O ME		THEFT	333333				3333333	0		-	
			サデル建物法 事務所セデル	O Eba					ティホチル	** ****	ш			
			ロ 総合病院セデル						ノニックモ		-			
			ロ 大規模物版セデル		現代的			u >		470			-	
				大学モデ					2次9級第140	est u			-	
			口の物をサイル				- / /-		10718880	7.70				
			口事を附をデル(2							
			ロエ州モデル											
外皮の	外壁等の	計算手換等	□ 一次エネルギー消	を振ぶっなっ	プログラ.	ムの出	力際に	3.3			C	出力票		306
根英	性能													
	窓の性能	計算手換等	ローカェネルギー湖	9491+101-	(n)NA	2.00.09	TIME	1-2				出力票	-	305
	7500 IL 80	11343 1514	D 102-109-1 183			-1078	J2 WITC				_			
設備の	各股値の	対象の有無	· 計算対象管理股份	の有無	D 3	Y .	□ #					出力票		306
根事	仕様等		· 11/10/21/20/20/21/20	ternateur	D 4	v.	D ##					模器表		
											_		-	
			・計算対象照明股(の有無	_ n	r .	□ ##					集計表		
			· 計算対象結構設(動の有無	□ 3	V.	口無					0		
			· 計算対象界降機(有無	D 3	lr .	□ ×					3		
		太陽光発電	・太陽光発電の有知	æ	D 1	r	O #	t			C	出力票		306
			有りの場合	口 全量	自家消费		売電イ	F 19			С	19(株四		
			年間日射地地区分	(3	re as								
			377-134411.77	_										

図 15 「設計内容説明書」の様式

* 巻末に標準的な書式をつけています。

5) 設備規格一覧

省エネ適判の申請図書の中に、設備機器の性能 がどの規格によるものか記載が必要ですが、この 規格を記入していない事例が多数見受けられます。

設備規格一覧は、設備機器に関して性能の規格 を一覧にしたものです。これで計画に採用する機 器を選択すれば、それだけで規格が明確になりま すし、設計者の記名を行い申請書類に添付すれば

設計図面に規格を明示したことになりとても便利 です。なお、利用は任意です。

-	3F 985	社裁項目		2章	36	- 2
	360, 10 GP C	(第6.19年の (1年3日			200	
	ウォータチリングニニット (空 冷式) 、 ウォータチリングニニット (水 冷式) 、	定格能力 (冷房)	JIS B 8613	定格冷却能力		
		(PE/19862/) (PE/09)	JRA 4066	定格冷却能力		
			JIS B 8613	定格ヒートポンプ加熱能力		
		定格能力(暖房)	JRA 4066	定格ヒートポンプ加熱能力]	
			JIS B 8613	定格冷却消费電力	1	
	ウォータチリングユニット (水 冷式搬中朝)	定格消費電力(冷房)	JRA 4066	定格冷却消費電力	1	
			JIS B 8613	定格と一トポンプ加熱消費電力	1	
		定格消費電力(暖房)	JRA 4066	定格ヒートポンプ加熱消費電力	1	
		定格燃料消费量	-	-]	
		定格能力 (冷房)	JIS B 8621	定格冷凍能力(標準定格)	1	
•	ターボ冷凍機	定格消費電力(冷房)	JIS B 8621	定格冷凍所要入力(標準定格)	1	
		定格燃料消費量	科消費量		1	ガスヒート
		定格能力(冷房)	JRA 4037	定格冷凍能力	1 ■	ガスヒート 養電力自給
_	スクリュー冷凍機	定格消費電力(冷房)	TRA 4037	圧縮機定格冷凍入力	1	

図 16 設備規格一覧図の一部

- * 詳細は巻末のホームページからアクセスしご覧ください。
- ・申請書にカタログ添付は要注意

省エネ適判の申請書に機器等のカタログや納入 仕様書を添付すると、機器の型番が変わっただけ でも軽微変更となる場合があります。

このため、設備機器等の仕様についてはできる だけ設計図に記入して下さい。

また、「メーカー・型番は参考」といった記述 を申請図に記載することもお勧めします。

⑥ 審査の指摘を踏まえた対応のポイント

1) 省エネ適判は「建築基準関係規定」

省エネ適合性判定の留意点の1つに、建築物省 エネ法の第 11 条で「建築基準関係規定」とみな されているということがあります。

この省エネ適合性判定と建築確認申請との連 動により、省エネ基準に適合していない場合は、 確認済証や検査済証が交付されず、建築物の着工 も竣工もできなくなってしまいます。

また、建築物省エネ法における省エネ基準は新 築の場合、BEIが1.0以下となっています。

ぎりぎりで省エネ基準をクリアしている場合 は、工事途中の変更工事でBEIが1.0を超えてし まう可能性があります。是非、ある程度余裕を持 って設計することをお勧めいたします。

2) 申請図の記載内容に係る注意点

省エネ適判に記載する事項は確認申請と異なる事項もあります。そのため、以下の図 17 を参考に申請図への記載にご注意ください。



図 17 申請図の記載内容の比較

3. 完了検査編

工事に入り省エネ計画の建築設備等に変更が 生じるとケースごとに変更申請や計画変更申請 が必要になります。この場合の主な留意点につい て示します。

(1) 軽微変更申請時の留意点

① 軽微変更ルートの選択

建築物省エネ法上、軽微な変更の扱いは、A・B・C、と3ルートが設定されています。

ルート	変更内容	変更内容 手続き(光7)				
A	省エキ性能が向上する変更	直接領エネルギー 消費性免疫保証額	anis			
В	一定範囲内の省エネ性能が 低下する変更	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	油付別書			
0	再計算によって基準適合が 明らかな変更 (計画の根本的な変更を除く)	政策物点大心学— 消費特別確保計算 に係る経療な変更 股級事	重付別書	degre felles		

図 18 軽微変更ルートの手続き図

ルートAは、すべての変更項目において、省エネ性能が向上する変更で、計算を行わなくても省エネ性能の向上が明らかな変更です。

ルートBは、一定範囲内で省エネ性能が低下する

変更です。

具体的には、変更前のBEI が省エネ基準の10%減、すなわち新築の場合は、BEI が0.9以下であることが前提条件となります。変更後のBEI の低下が10%以内であれば、ルートBが適用できます。ただ、ルートBについては、適用可能な変更内容にルールがありますので注意が必要です。

具体的な内容は、空調、換気、照明、給湯、太 陽光発電で条件が決まっています。

例えば、空気調和設備で、**ルートBは、**次に示す<u>(い)又は(ろ)の**いずれかに該当**し、これ以外の事項についてエネルギー消費が低下しない変</u>更です。

- (い)とは、外壁の平均熱貫流率について 5%を超えない増加、かつ、窓の平均熱貫流率について 5%を超えない増加です。
- (ろ)とは、熱源機器の平均効率について 10%を 超えない低下となります。

この時、<u>(い) と(ろ)の両方に該当する場合は</u> ルートCの軽微変更が必要になりますのでご注意ください。

ルートAとBの手続きは、完了検査の申請時に、「建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書」と変更内容がわかる図面等を添付し提出します。

アートCは再計算により基準適合が明らかとなる変更です。つまり、変更内容を踏まえて再計算するという手順になります。このルートCに該当する場合は、事前に登録省エネ判定機関に「軽微変更該当証明申請書」と、変更後の計算書と図面を添えて提出し、登録省エネ判定機関から「軽微変更該当証明書」の交付を受ける必要があります。このため、変更の内容によっては相応の審査期間を要しますので、完了検査に支障が出ないよう、スケジュールに注意して下さい。

② 計画変更時の留意点

建築物省エネ計画の変更になるのは、

(1) 建築基準法上の用途の変更

(2) モデル建物法を用いる場合のモデル建物の 変更

(3) 計算方法の変更

(例 標準入力法 ⇔ モデル建物法) の3つの場合です。この場合は、計画の根本的 な変更になり、改めて省エネ適合性判定を受ける 必要があります。

これら、軽微な変更や計画の変更は、完了検査 の前に済ませておくことが肝心ですので注意し て下さい。

③ 工事継続に関係する注意点

建築物省エネ法は「建築基準関係規定」で、建 築基準法、建築物省エネ法共に「計画の変更」「軽 微な変更」という用語が使用されています。しか しながら、定義がそれぞれの法律で異なっている ことに注意して下さい。

建築基準法では計画の変更ですが、建築物省エ ネ法では変更とならない、といったケースはよく あることです。場合によってはこの逆のケースも ありえます。

工事の継続に関する条件も異なっています。省 エネ適合性判定における計画の変更の場合、変更 の申請を提出すれば、変更部分の工事は着工する ことができますが、建築確認の場合は、計画の変 更の確認済証が交付されるまでは変更部分の工事 は着手できません。

1) 省エネ適合性判定の変更はないが建築確 認での計画変更がある場合

この場合省エネについては、当初の計画の適合 判定通知書を指定確認検査機関へ提出します。

2) 省エネ適合性判定で計画変更があり、建 築確認では計画変更のない場合

変更後の省エネ性能確保計画を登録省エネ判 定機関へ提出し、省エネ適合性判定を受けます。 建築確認は計画変更が無いので、変更後の適合 判定通知書を完了検査の申請書に添付し、指定確 認検査機関へ提出します。

3) 省エネ適合性判定、建築確認共に計画変 更がある場合

変更後の適合判定通知書と変更の計画書と、計 画変更の建築確認申請を指定確認検査機関へ提出 します。

(2) 検査前の留意点

軽微な変更のルートAとルートBの場合は、軽 微変更説明書を設計者が作成し、完了検査の申請 書類に添付して指定確認検査機関に提出します。

変更ルートCの場合は、登録省エネ判定機関に、 軽微変更該当証明申請書の申請を行い、軽微変更 該当証明書の交付を受けて、完了検査の申請書類 に添付して提出します。

計画の変更の場合は、変更後の省エネ性能確保 計画を登録省エネ判定機関に提出し、変更計画の 適合判定通知書の交付を受けてから完了検査の申 請となります。

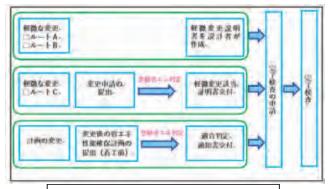


図 19 変更ルートごとのフロー図

なお、BEI が 1.0 を超えていると変更申請を引 受できず、完了検査を受けることができません。 変更が予定される場合はあらかじめ、BEI の再計 算を行い、BEI が基準値以下であることを確認し て下さい。

計画の変更の場合は申請を提出しないと、変更 部分の工事の着手ができませんので、計画の変更 が発生した場合はその都度、計画の変更を、提出 することになります。

変更申請で重要な点はスケジュールの調整です。

ルートの判断が難しい場合は、時間を要することが想定されるため、あらかじめ当該機関に相談することが肝要です。特にルートCの変更については、申請に添付する建築図や設備図といった設計図は、ほぼ竣工図と同等の内容が必要になります。図面の作成にも、時間がかかりますので、スケジュールに十分注意して下さい。

(3) 完了検査の留意点

完了検査では「省エネ適合性判定に要した図書 どおりに施工されていることを確認」します。

変更申請がある場合は、この申請に添付されている図面どおりに施工されていることを確認します。

設備機器や器具の仕様や台数についても検査の 対象となり、変更されている場合は軽微な変更が 必要です。

例えば、

- ・窓の面積や仕様が変更
- 断熱材の仕様や設置範囲が変更
- ・照明器具の台数が増減
- ・照明器具の機種変更で消費電力が変更
- ・エアコンのメーカーが変わり、能力は同じでも消費電力が変更の場合
- ・空調面積の変更は、設置されたエアコンの能力や台数が変更なくても軽微な変更の対象(間仕切り変更は要注意)
- ・消費エネルギーが増える変更だけなく、減るような変更も軽微な変更の対象

完了検査のポイントとしては、

- ① 建具: 仕様と面積、断熱に関しても仕様と 施工範囲が対象です。
- ② 設備機器:メーカーを変更した場合、性能 や能力が同じであっても消費電力や燃料消 費量が変わっている場合は、軽微な変更が 必要となります。
- ③ 間仕切り変更: 空調面積が変更となる場合は、設置されたエアコン等の能力・台数に変更がなくても軽微な変更が必要です。
- ※消費エネルギーが増える変更だけでなく、減 る変更の場合も軽微な変更が必要になりま す。

(4)検査時の進め方

- ① 検査担当者は「省エネ基準工事監理報告書」を基に検査を実施、必要に応じてその詳細を現場にて確認します。
- ② モデル建物法の場合、省エネ基準工事監理報告書をチェックし、完了検査の段階で目視で行いますが、これが困難な場合は、監理者による工事監理の状況確認書類のチェックが中心になります。

エアコン、換気ファン、照明器具の仕様や設置台数も、審査の対象となります。

③ 完了検査時の準備書類

- 1)「省エネ基準工事監理報告書」(完了検査申請書に提出)※行政によっては様式を指定しているところがあるので注意が必要です。
- 2)「施工関連図書」 (検査時に用意)
 - ·納入仕様書、納入伝票、試運転記録書、 施工記録書、施工写真等々
 - ・第三者認証に係る書類(JIS 認証書、 試験成績書、自己適合宣言書等)
- 3)工事監理者が実際に監理に用いた書類 (検査時に用意)

(5) 指摘対応と注意点

① 変更時の対応

完了検査時に、省エネ適合性判定に要した図書からの変更があると指摘された場合は、申請図書どおりに現場を手直しするか、もしくは再度の変更申請を行うかの2つの対応が考えられます。

このような状況で<u>特に注意が必要なのは、変更</u> ルートCの場合や計画変更になる場合です。

これらに該当すると判定機関に対し、再度軽微変更証明の申請や計画変更申請を行うことになります。

再計算や審査に時間がかかるため、検査済証が

交付されるまでに時間がかかり、最悪竣工期日に 間に合わない可能性が生じます。

そのため、工事監理者は常に省エネ適判計画書 の記載事項と現場対応に注意し、設備担当者を含 めた現場での工程会議で変更や進捗状況の報告に 注意し、事前の対応をすることが大切です。

② テナント工事がある場合の注意点

テナント工事が完了検査の対象でない場合は、 基本的にテナント関連の工事は完了検査前には一 切できないものと考えていただいた方が良いと思 います。

物販店舗・飲食店等のテナントエリアの照明や 空調等の工事が完了検査時に完成していない場合 の扱いですが、省エネ適合性判定の申請時に設置 されないものとして申請・評価がされている場合 は、完了検査時にそれら設備が設置されていなけ れば、設置されない状態で完了検査を受けること ができます。

しかしながら、省エネ適合性判定時に設置され ないとしていたもの(テナント部分)が、検査時に 設置されている場合は、軽微な変更もしくは計画 の変更が必要となり、省エネ基準工事監理報告書 も本体工事とテナント工事の両方とも用意する必 要が生じます。このため、最悪の場合、テナント 工事との関係で検査済証が工期内に間に合わない 可能性が生じますので注意してください。建築主、 本体工事の設計者・工事監理者の間であらかじめ 業務範囲について調整しておくことが重要です。

(6) 指摘事例と注意点

① 完了検査物件の7割が変更対応

当社では、省エネ適判が始まった2017年4 月1日から2018年9月30日までの1年6か 月の間に実施した完了検査を対象に調査しま した。その結果、全体の約70%が何らかの変 更申請(軽微な変更+計画の変更)を行ってい ることがわかりました。それだけ現場での対 応が大変ということかもしれません。

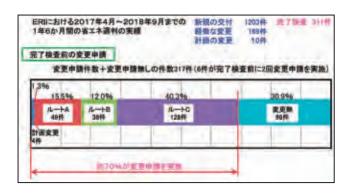


図 20 完了検査物件の変更手続き件数の比較

② 主な指摘部位

指摘総数(102件)の90%が設備関連の指 摘でした。指摘部位別では、照明35件、空調 は26件と、この2つ併せてほぼ半分です。 この内、設備関係の機器仕様・台数等の不整 <u>合が</u>73件(71.2%)を占めています。

③ 具体的な指摘事項の例

- 1) 外皮:断熱材自体の変更や断熱の施工範 囲の変更がある指摘。
- 2) 建具:ロールスクリーンやブラインドの 設置が確認できないとか、ガラス仕様の 変更など
- 3) 空調:機器等の台数、能力、消費電力が 省エネ計画書と不整合。空調機メーカー の機種のモデルチェンジで、仕様が変更 になったものなど(モデルチェンジのケ
- 4) 換気:機器の台数や能力等の不整合が指 摘を受けています。
- 5) 給湯:給湯機の仕様の不整合ですが、こ れは空調機器・換気機器と同様な指摘で、 配管の保温仕様や給湯水栓の仕様も省工 ネ適判に関連していますので注意が必要 です。
- 6) 照明:機種や台数の変更です。

④ 検査申請時や変更申請後の新たな変更

稀に、完了検査申請時や変更申請後に新た な変更が見つかる場合があります。このよう

なケースは現場での対応も大変です。このため、現場では、「すべての変更箇所のリスト化や設計変更指示書の確実な運用等変更内容の文書化、見える化」を行うことが肝要です。

変更が生じた場合を想定して、各種事務手続きにかかる時間をプロジェクト毎に事前に把握しておく事も大切です。

いずれにしても、時間的余裕を見ておくこと にこしたことはありませんし、工程管理の中 に変更対応の時間も組み込んでおく必要があ ります。

⑤ 完了検査時の注意点

1) 施工管理上で必要な書類や写真の準備

省エネ適合性判定の申請図書通りに現場ができているか確認できる書類や写真を準備して下さい。

例えば、断熱工事の施工範囲、仕様等が 確認できる図面や写真などです。

また、省エネ基準工事監理報告書や、所 定の性能を有していることを証明する書類 は準備する必要があります。

2) こまめな相談

制度ができたばかりですので、何か問題が発生した場合は、確認検査機関や省エネ 判定機関にこまめにご相談いただくのがよ いと思います。

4. おわりに

以上、当社の実績と分析を踏まえ実務に役立つ 事項を記載しました。今回のテーマについては、 当社が実施した「建築物省エネ適判対象拡大(詳細)WEBセミナー」を基に作成しました。

紙面の関係から割愛した部分もありますが、 皆様の質の高い建築物の設計と今後の良質な社 会資本整備に少しでも寄与できれば幸いです。

※ 資料等が御覧になりたい方は、以下のホームページからアクセスしてください。 なお、「@ERI 倶楽部」への登録(無料)が必要です。

https://www.j-eri.co.jp/

省エネ⇒申請書作成ツール⇒@ERI 倶楽部への登録(無料)⇒申請ツールダウンロード

日本 ERI 株式会社広島支店では、5 月に Zoom ウェビナーを活用した『省エネ適判の実務者向け申請・検査の対応ポイント』詳細勉強会を開催いたします。

〈開催予定〉

- 1. テーマ: 『省エネ適判の実務者向け申請・検査の対応ポイント』
- 2. 開催日時 : 2021年5月20日(木) 13:30~16:00
- 3. ツール: Zoom ウェビナー
- (1) ご案内は、ERI ホームページの「広島支店からのお知らせ」に掲載しております、以下のアドレス

「省エネ適判対象拡大 Zoom ウエビナーの御案内(2021/5/20 開催)」からアクセスください。 https://www.j-eri.co.jp/siten/hiroshima/index.html

(2) 受講希望の方は、別添のチラシを参照の上、QR コード又は、以下のアドレスからも お申込みできます。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_shnxx-bTTri5Wdc0Fy5jcg

(3) 詳細をお知りになりたい方は、日本 ERI 株式会社 広島支店 E-mail: hiroshima@j-eri.jp
又は電話番号: 082-211-5500 までご連絡ください。

省エネ適判申請前チェックリスト(日本ERI株式会社 広島支店) ※申請前に提出書類等を確認いただくのにご利用ください。このチェックリストは提出の必要はございません。

■提出書類		
必要提出書類が揃っている		計画書(計画通知の場合「計画通知書」)
※省エネ適判の申請には右記の書類が必要です		設計内容説明書
		設計図書
		計算書(計算根拠資料含む)
日山上7十三十五年700 中241114		委任状兼同意書
提出する申請書類の部数は揃っている		2部(非住宅建築物の場合)
		3部(複合建築物(住宅+非住宅)の場合)
		※住宅部分が300㎡以上の場合に限る。
		※住宅と非住宅はファイルを分けてくださ
		[[,
■求積方法		
「CAD求積の場合、図面に「CAD求積」であることが記載されいる		Tau
CAD水債の場合、凶国に、CAD水債」であることが記載さればる		OK
■設備の性能値の規格の記載		
省エネ計算に考慮する設備機器の性能値及び規格が設計図書に記載さ	_	ERIの設備規格一覧表を添付
日エイ計算に		※記名が必要です
70 0 0		
※設備機器の性能値は所定の規格に基づく必要があります		申請図(特記、リスト等)に記載
■計画書の記入について		
□第一面		
所定の様式を使用している		計画書 ※計画通知ではない
※計画通知の場合は、計画通知書を利用します		計画通知書 ※記名・押印が必要です。
□第二面		THE MICH THE BOX 170
【4. 確認の申請】が記載されている	1	1
※申請済・未申請いずれの場合も申請先/申請予定先の名称とその所在		
地を市町村レベルまで記載して下さい		OK
【5. 備考】に物件名が記載されている。		ок
※確認申請の物件名と整合させてください		OK .
□第三面		
【3.建築面積】【4.延べ面積】【5.建築物の階数】【7.工事種別】【8.構造】に		
適判対象となる棟の情報が記載されている		ок
※確認申請上の情報と整合させる必要があります		
		T
付近見取り図、配置図が記載されている ※別図添付も可です		OK
□第五面		
【1.非住宅部分の用途】が確認申請書第四面の用途と整合している		ОК
□第六面、第七面		1
添付されてる		
※非住宅建築物のみの場合でも書式を添付して下さい(記入は不要)		ок
※複合建築物(住宅及び非住宅)の場合は、記入が必要です		OK .
※当社では効率的に計画書を作成できる省エネ計画書作成ツールをご提	供して	います。ご利用には@ERI倶楽部への入会が
必要です(入会費無料)。		
■その他		
①入力シートへの入力値が設計図書で確認できるようにしてください。		
②入力値は、一覧表の作成や設計図書の該当箇所へのマーキング等、明		
モデル建物法の場合は、設計内容説明書(詳細版)を用意しております。		
③軽微変更該当証明申請や計画変更の際は「軽微変更該当証明申請書	1(計画	変更の場合は、「変更計画書」)に「変更後の
計算書」、「変更後の図面(変更がある図面に限る)」を添えてご提出くだ		
ご提出いただくと審査がスムーズに行えます。		

- ④完了検査時に省エネに係る軽微変更を確認検査機関へ届出る場合、省エネに係る軽微変更説明書に次の書類を添えて提出してください。

 - 1)ルートA 変更後の図面(変更がある図面に限る)

 - 変更後の図面(変更がある図面に限る)、ルートB適用確認シート、変更後の計算書

 - 3)ルートC 判定機関で交付された軽微変更該当証明書の写し(当社で交付した場合は添付不要)
- ⑤書類ダウンロード
 - 省エネ適判申請書類DLページはこちら https://www.j-eri.co.jp/gyoumu/shoenetekihan/shoruidl.html
 - 完了検査申請書類DLページはこちら https://www.j-eri.co.jp/gyoumu/kenchikukakuninkensa/shoruidl main kanryokensa.html#shoenetekihan

設計内容説明書

建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	

【設計内容】

確認	確認		設計內容説明欄		確認欄
事項	項目	項目	設 計 内 容	記載図書	71年市心作期
建物等	計算条件	適用する計算	□ 標準入力法 □ 主要室入力法	□ 出力票	□適
の概要		方法	□ モデル建物法 □ 国土交通大臣が認める方法	□ 概要書	
		申請の対象	標準入力法及び主要室入力法	□ 面積表	
		となる用途	□ 事務所等 □ ホテル等 □ 病院等 □ 百貨店等 □ 学校等		
		(該当する全て)	□ 飲食店等 □ 集会所等 □ 工場等		
			モデル建物法		
			□ 事務所モデル □ ビジネスホテルモデル □ シティホテルモデル		
			□ 総合病院モデル □ 福祉施設モデル □ クリニックモデル		
			□ 大規模物販モデル □ 小規模物販モデル		
			□ 学校モデル □ 大学モデル □ 講堂モデル □ 幼稚園モデル		
			□ 飲食店モデル		
			□ 集会所モデル ()		
			□ 工場モデル		
		既存部分(非住宅)	□ 無]	
		のデフォルト値利用	□ 有 (既存部分の面積 m²)		
外皮の	外壁等の	計算手法等	□ 一次エネルギー消費量計算プログラムの出力票による	□ 出力票	□適
概要	性能				
	窓の性能	計算手法等	□ 一次エネルギー消費量計算プログラムの出力票による	□ 出力票	□適
設備の	各設備の	対象の有無	・計算対象空調設備の有無 □ 有 □ 無	□ 出力票	□適
概要	仕様等		・計算対象換気設備の有無 □ 有 □ 無	□ 機器表	
			・計算対象照明設備の有無 □ 有 □ 無	□ 集計表	
			・計算対象給湯設備の有無 □ 有 □ 無		
			・計算対象昇降機の有無 □ 有 □ 無		
		太陽光発電	・太陽光発電の有無	□ 出力票	□適
			有りの場合 🗆 全量自家消費 🗆 売電有り	□ 設備図	
			年間日射地域区分 () 区分		
		コージェネ	・コージェネレーションの有無 口 有 口 無	□ 出力票	□適
		レーション			

日本 ERI ㈱ 広島支店からのお知らせ

『省エネ適判の実務者向け申請・検査の対応ポイント』 詳細勉強会の御案内

建築物の計画から完了検査までのスムーズな対応に役立つポイント解説をご用意いたしました。 実務に役立つ内容ですので、是非ご用命ください!

改正建築物省エネ法により、建築物の省エネ基準への適合と適合性判定義務の対象となる非住宅建築物の対象範囲 が300 m²以上に拡大され2021年4月1日から施行されました。

詳細勉強会

個別開催 基本編:約140分

省エネ適合性判定の申請や検査の対応ポイント

省エネ適判の申請や完了検査に係る主要な実務上のポイントを解説します。



開催日時: 2021年5月20日(木) 13:30~16:30

開催方法

WEB 会議システム:

Zoom ウェブナーにより実施

(会議室と WEB 会議システム開催併用可能)

Chapter1 申請 編

- (1) 省エネ適合性判定と建築確認の関係(約10分)
- (2) 増改築時の注意点(約 10 分)
- (3) 判定の適用外になる建築物や対象面積の算定から 除外される部分(約10分)
- (4) 建築確認申請との連動(約10分)
- (5) 図面作成上の注意事項(約60分) <休憩>

Chapter 2 完了検査 編

- (1)軽微変更申請時の留意点(約15分)
- (2)検査前の留意点(約5分)
- (3)完了検査の留意点(約5分)
- (4)検査時の進め方(約5分)
- (5)指摘対応と注意点(約5分)
- (6)指摘事例と注意点(約5分)

※(○分)は概ねの講座時間です

省エネ適判の制度など次の解説を行います。

- ・省エネ適判制度の実務に役立つ事項
- ・省エネ適判申請上の注意点
- ・完了検査前に知っておきたい情報 等



左の OR コードからもご登録 申し込みが可能です。

【お問い合わせ先】

日本 E R I 株式会社 広島支店 担当:新上、藤田

TEL: 082-211-5500 Mail: hiroshima@j-eri.jp

日本 ERI ㈱ 広島支店からのお知らせ

『設計内容説明書詳細版(モデル建物法用)』のご案内

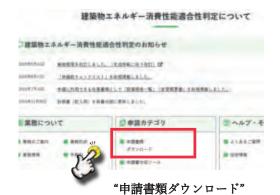
省エネ適判等審査における申請者様とのやり取りを簡素化できるツールです。 手続きの迅速化にお役立ていただけますので是非ご利用ください。

取得方法

弊社の HP より次のとおりダウンロードして下さい。



"省エネ適判"をクリック



をクリック



※ 通常の「設計内容説明書」の記載項目よりも更に詳細に記載頂く書面です。 これを使用していただければ、審査担当者からの質疑への対応手間の削減が図れます。

また、BELS評価の申請にも利用できますのでご活用ください。

(裏面に見本があります。)



ここでダウンロードして下さい。

【お問い合わせ先】

日本ERI株式会社 広島支店 担当:石木、藤田

TEL: 082-211-5500 Mail: hiroshima@j-eri.jp



【設計内容説明書 見本】

	2 争 全部 H	物の名	【詳細版 35	4 -	, ,,,	建物法	чті (. д	·변디	1-r-1-1	Æ				7K	747					er.1.
=.⊓																					
		(等)	<u> </u>																		
【基本	事項】																				
確認	確	認		設計内容説明欄							備者	ł	確認欄								
事項	項	目	項	目				設	計内容				記載図書				1/#75		(%2)		
			適用する記		_	eデル建	物法									力票					□適
			申請の対象			移所		□ try	゚ネスホテル			ティス		ν <mark>[</mark>	□	力票					
			モデル建物		□紛	総合病院	}	□ 福祉				リニ	ック								
			(複数選択	叫配)		大規模物	贩		模物販] 学:	校									
建物等						大学		講堂	:		幼	稚園									
建物寺の概要	計算	条件				欠食店		□ 工場	<u>.</u>												
42 1903X					□ 第	(会所	()											
			モデル建物	勿を選択		= 築基準															
			した根拠		_	関際の建	築物の	状況に	きひても	デル処	軪	を選択	₹								
			既存部分(無	**															
			値の利用	(%1)	□ 有	j (BELS⊘	(操合選択2	주可)							Ľ	力票					
※1…既存	建築物の	り場合の	み記入(BEI	LSの場合デ	ˈフォルトイũ	直の仕様に	は不可)			※2···	評価	機関詞	大欄								
【設計	 大容																				
N RX RI					×3.	…記載図	書の補品	1として8	射 (図巻	名のみ	では	記載	対容が	いか	かっ	ふい場	合、図	番	を旦体	in in	記載)
確認					* 3	┅記載図	書の補足					(記載)	句容が	分か	りづ	らい場	合、図	番	を具体	纳仁	記載)
確認 事項	シート 種別								新(図書 受計内容	説明標											
	シート	項目		対象部分の		設計内		Ī	段計内容	説明標		図書名		の分かな記載					を具体		
事項	シート 種別		0計算対	対象部分の 対象部分空	床面積	設計内: も		出力		説明標											
事項	シート 種別 様式	項目長さ・	の計算対 の計算対	村象部分空	床面積 調対象	設計内: も		出力出力	受計内容 票による 票による	説明標											
事項	シート 種別	項目長さ・	京算信仰 京算信仰 京算信仰	村象部分空 村象部分の	床面積 調対象 階高	設計内 甚 聚面積		出力出力出力	受計内容 票による 票による 票による	説明標											
事項計算対象	シート 種別 様式	項目長さ・	京文 (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10)	村象部分空	床面積 調対象 階高 外周長	設計内 も R面積 Rさ		出力出力出力出力	受計内容 票による 票による	説明標											
事項計算対象	シート 種別 様式	項目長さ・	①計算①計算①計算②計算②計算②計算③計算	村象部分空 村象部分の 村象部分の	床面積 調対象 階高 外周長	設計内 も R面積 Rさ		出出出出出出出	受計内容 票による 票による 票による 票による	説明標											
事項計算対象	シート 種別 様式	項目 長さ・ 面積等	の計算を の計算を の計算を の計算を を計算を の計算を の計算を の計算を	村象部分空 村象部分の 村象部分の 村象部分の 「本のである」	床面積 調対象 階高 外周長	設計内 も R面積 Rさ		出出出出出出出	受計内容 票による 票による 票による 票による	説明標											
事項計算対象	シート 種別 様式 A	項目 長さ・ 面積等	の計算式 の計算式 の計算式 の計算式 の計算式 の計算式 の計算式 の計算式	村象部分空 村象部分の 村象部分の 村象部分の 「本のである」	床面積調対象階高 外周長 非空調	設計内 も を面積 をさ 間コア部		出出出出出出出	受計内容 票による 票による 票による 票による	説明標											
事項計算対象	シート 種別 様 A 様式	項目 長さ・ 面積等	の計算が の計算が の計算が の計算が の計算が の計算が の計算が の計算が	対象部分空 対象部分の 対象部分の 対象部分の 幅×高さ 責	床面積調対象階高 外周長 非空調	設計内 を を を を を を を で の を の の の の の の の の の の の の の	容	出力力力力 出力力力力力力 出力力力力 出力力力	受計内容 票による 票による 票による 票による 票による	説明標											
事項計算対象	シート 種別 様式 A	項目 長さ・ 面積等	の計算は の計算は の計算は の計算は の計算は の計算は の計算は の計算は	対象部分空 対象部分の 対象部分の 対象部分の 幅×高さ 責 連具の種類	床面積調対象 調対象 外周長 非空調 ・かう	設計内 を を を を を さ の を な の を な の の を の の を の の の の の の の の の の の の の	容	出力力力力 出力力力力力力 出力力力力 出力力力	受計内容 票による 票による 票による 票による	説明標											
事項計算対象	シート 種別 様 A 様式	項目 長さ・ 面積等	の計算が の計算が の計算が の計算が の計算が の計算が の計算が の計算が	対象部分空 対象部分の 対象部分の 対象部分の 届×高さ 責 連具の種類	床面積調対象 調対象 外周長 非空調 ・かう	設計内 を を を を を さ の を な の を な の の を の の を の の の の の の の の の の の の の	容	出力力力力 出力力力力力力 出力力力力 出力力力	受計内容 票による 票による 票による 票による 票による	説明標											
事項計算対象	シート 種別 様 A 様式	項目 長面積等 開口音の性能	の計算数 の計算数 の計算数 の計算数 の計算数 の計算数 の計算数 の計算数	対象部分空 対象部分の 対象部分の 対象部分の 幅×高さ 責 連具の種類 集の種類 素の熱質流	床面積 調対 い 所 の 事 の 事 の 事 の 事 の の 事 の の の の の の の の	設計内: 表面積 を を を は の は の の の を の の の の の の の の の の の の の	容別計劃表佈本	出力力力力 出力力力力力力 出力力力力 出力力力	受計内容 票による 票による 票による 票による 票による	説明標											
事算算	シート 種別 様 A 様式	項目・ 長面積等 別口音の性的	の計算数 の計算数 の計算数 の計算数 の計算数 の計算数 の計算数 の計算数	対象部分空 対象部分の 対象部分の 対象部分の 対象部合さ 責 連具の種類 類の熱類 意の 表 の の 数 の 数 数 の 数 の の が る の る さ る さ る さ る さ る 、 を う の も る を も る を う る 、 を う の も う を う の も う る り る し 、 も る し る し る し る し る し の る し の し る し る し の し と し る し の し と し る し の し と し る し の し と し る し る し る し る し る し る し る し る し る	床面積 調対 所 の を を を を を の を の を の を の の の の の の の	設計内: 表で を を を を を を を を を を を を を を を を を を	容	出力力力力 出力力力力力力 出力力力力 出力力力	受計内容 票による 票による 票による 票による 票による	説明標											
事項 計対部 が 躯体の	シート 種別 様式 A 様子1	項目・ 長面 精製 開口音 の性的	の計算数 の計算数 の計算数 の計算数 の計算数 の計算数 の計算数 の分類 ・公の何 ・公のの数 ・公の数 ・公の数 ・公の数 ・公の数 ・公の数 ・公の数 ・公の	対象部分空空対象部分の 対象部分の 対象部分の 対象部分の 電 直 建具の種類・まな との動根拠 より、 はいます。 といます。 といま。 といます。 といます。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっ	床面積 調対高 外非空調 ・か分 ・変を で の 種類 の を の を の を の の で の で の で の で の で の で の	設計内 を を を を な の を の の を の の の の の の の の の の の の の	容	出力力 出力力 出力力 出力力 出力力 出力 出力	受計内容 票による 票による 票による 票による 票による	説明標											
事項	シート 種別 様 A 様 B-1	項目・ 項を積 関内性 B-1 家外壁等	の計算は の計算は の計算は の計算は の計算は の計算は の計算は のの面積 ・の面積 ・のの数 ・のの数 ・のの数 ・のの数 ・のの数 ・のの数 ・のの数 ・のの	対象部分空空 対象部分分の 対象部分のの 対象部分の 電を 重 車具の種類、また。 最初類で、また。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	床面積 床面積 原面積 原子 原子 原子 原子 の本 の数に の 	設計内: 表面積 をさず了部 の種類はよるのはよいでは、 は、よいでは、 は、は、ないでは、 は、は、これでは、 は、は、これでは、 は、は、これでは、 は、は、これでは、 は、は、これでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	容	出力力 出力力 出力力 出力力 出力力 出力 出力	受計内容 票による 票による 票による 票による 票による 票による	説明標											
事 算 計対部 躯外 の性	シート 種別 様式 A 様子1	項され等 関の 関	の計算は の計算は の計算は の計算は の計算は の計算は ・必面析 ・多の数 ・多の数 ・多の数 ・多の数 ・多の数 ・多の数 ・多の数 ・多の数	対象部分空空対象部分分の 対象部分分の 対象部分のの 調整である。 連具の種類は は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	床調階外非・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	設計内: 表面積 をさず了部 の種類はよるのはよいでは、 は、よいでは、 は、は、ないでは、 は、は、これでは、 は、は、これでは、 は、は、これでは、 は、は、これでは、 は、は、これでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	容	出力力 出力力 出力力 出力力 出力力 出力 出力	受計内容 票による 票による 票による 票による 票による 票による	説明標											
事 算 計対部 躯外 の性	シート 種別 様 A 様 B-1	項目・ 項を積 関内性 B-1 家外壁等	の計算数 の計算数 の計算数 の計算数 の計算数 の計算数 ・公の何 ・公の何 ・公の何 ・公の何 ・公の何 ・公の何 ・公の何 ・公の何	対象部分分のの 対象部部分分のの 対象部部分分のの 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国	床面材象	設計内: 表面積 をさず了部 の種類はよるのはよいでは、 は、よいでは、 は、は、ないでは、 は、は、これでは、 は、は、これでは、 は、は、これでは、 は、は、これでは、 は、は、これでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	容	出力力 出力力 出力力 出力力 出力力 出力 出力	受計内容 票による 票による 票による 票による 票による 票による	説明標											

※ このシートを申請図書に添付して頂ければ「設計内容説明書 通常版」の添付は必要ありません。

日本 ERI ㈱ 広島支店からのお知らせ

『設備機器規格一覧』のご案内

省エネ適判の計画書作成に役立つツールです。

この一覧表をご使用いただくと省エネ関連の設備機器の規格が簡単に検索出来て、そのまま申請図書とすることができます。皆様の申請図書作成の効率化にお役立ていただけますので是非ご利用ください。

取得方法

弊社 HP より次のとおりダウンロードして下さい。





"申請書類ダウンロード"を クリック



※ この「設備機器規格一覧」では、 日本国内市場に出回っている大部 分の設備機器の規格を掲載してお ります。

(裏面に見本があります。)

ここでダウンロードしてください。



必要に応じて提出	必要に応じて提出していただく書類							
	ファイ							
変更計画書		X						
変更計画通知書 (計画通知物件の場合	は変更計画書ではなく、本書式を使用してください。)	X						
軽微変更該当証明申請書	•	X						
計画書(計画通知書)七	面に代わる一覧表(2020年4月以降版)	x						
設備規格一覧 (NEW)	図面に明示が必要な設備機器の規格一覧です。本書類で計画 に採用する設備機器を選択し、設計者の記名・押印を行うこ とで、設計図面に規格を明示したことになります。利用は任 意です。	À						

【お問い合わせ先】

日本 E R I 株式会社 広島支店 担当:石木、藤田

T E L: 082-211-5500 Mail: hiroshima@j-eri.jp



【設備機器規格表 見本】

■空気調和設備

選択	選択機器名	性能項目		定義
A基17人	AB17/1次60-41	11年7月日	規格	項目
		定格能力(冷房)	JIS C 9612	定格冷房能力
		定格能力(暖房)	JIS C 9612	定格暖房標準標準能力
l _		定格消費電力(冷房)	JIS C 9612	定格冷房消費電力
	ルームエアコンディショナ	定格消費電力(暖房)	JIS C 9612	定格暖房標準消費電力
		定格燃料消費量	-	-
		定格能力(暖房)	電気ヒーダー等の電気容量	
	電気式ヒーター等	定格消費電力(暖房)	電気ヒーター等の定格消費電力	ij
		定格燃料消費量(暖房)	-	

■給湯設備

	■#□/勿□X II用										
選択	選択機器名	性能項目	定義								
/在1/八	7 2 3774776644	ITHEFAT	規格	項目							
		定格加熱能力	JIS S 2109	出湯能力							
	ガス給湯機	定格消費電力	JIS S 2109	定格消費電力							
		定格燃料消費量	JIS S 2109	表示ガス消費量							
		定格加熱能力	JIS S 2112	出湯能力							
	ガス給湯暖房機	定格消費電力	JIS S 2112	定格消費電力							
		定格燃料消費量	JIS S 2112	表示ガス消費量							
		定格能力	設計図書に記載されている熱供給量。								
		定格消費電力	-								
		定格燃料消費量	定格能力に「他人から供給された熱の一次エネルギー換算値 値。※5								

■照明設備

選択機器名	性能項目	定義				
進八振台省	注配視日	規格	項目			
		JIS C 8105-3	消費電力			
照明器具		(一社)日本照明工業会「ガー 出のための照明器具の消費電フ ※蛍光灯器具、HID 器具、白熱				

※ 「選択」の□をクリックすると■の表示となって「選択機器名」から右側のセルが白字となります。 この一覧表を申請書に加える事で、白地のセルの機器の規格を明示したこととなります。



令和3年度 県内主要官公庁役付職員配置

[R3.4.1]

() 内は前職です

(事) 事務職

(建) 建築職

(土) 土木職

(電) 電気職

(機) 機械職

国土交通省 中国地方整備局 〒730-8530 広島市中区上八丁堀 6-30 TEL (082) 221-9231 【営繕部】 営 繕 部 長 中山 義 営繕調査官

営繕品質管理官 大 江 昭 設備技術対策官 小 林 輝 也

勝 官庁施設管理官 新 Ш 官庁施設防災対策官 森 本 哲 雅 下 画課長 Ш 文

調 慗 課長 村 和 晃 吉 整 備 課長 築 地 孝 弘 技術・評価課長 吉 \blacksquare 和 隆

保全指導・監督室長 武 居 直 幸 岩 岡山営繕事務所長 村 正 村 上 威 夫

> # H

吉 \blacksquare

Ш 内

Ш

﨑

 \blacksquare

星

 \blacksquare

【建政部】 政部長 建設産業調整官

計

都市調整官 住宅調整官

事業認定調整官 建設業適正契約推進官 不動産業適正化推進官 計画・建設産業課長

米 大 佐々木 都市・住宅整備課長 濵

久保田 裕 ((一財)建築コスト管理システム研究所研究部主席研究員) 営繕部 計画課長補佐) (四国地方整備局 (中国地方整備局 営繕部 調整課長)

(中部地方整備局 営繕部 整備課長補佐) 朗 (中国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課長補佐)

(九州地方整備局 営繕部 保全指導・監督室長補佐)

(四国地方整備局 営繕部 整備課長補佐)

典 +(国土技術政策総合研究所 都市研究部 都市施設研究室 主任研究官) 則 (中国地方整備局 道路部 高規格道路管制官)

牛 (広島西部山系砂防事務所 副所長) 裕 (広島運輸支局 首席運輸企画専門官) (三次河川国道事務所 夫 副所長)

優 (関東地方整備局 建政部 建設産業第一課長補佐) 賢太郎 (北海道開発局 地政課 開発専門官)

県 広 島

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 TEL (082) 228 - 2111

龍(建)

義

純

和

正

秀

庁》土木建築局 《本

都市建筑	疫技術審議官	【建	築	課】
上田	隆博(土)	課	£	E

参 事 洋一(建) 宮本 総括官(建築技術) 参 事 蒲原 克兒(建) 参 事 的場 弘明(建) 土肥 参

武彦(電) 事 加藤 義和(機)

河野

建築安全担当 建築指導G L 構造審査GL 建築士GL 宅建業GL

主 査 道方 厳男(建) 主 査 坪郷 一也(建) 主 査 荒谷 俊介(建) 主 杳 前安井精次(事)

荒谷

益永

廣谷

若山 哲朗(事)

明範(事)

英治(建)

沙知(建)

義晴(建)

清水富士美(事)

杳

杳

査

杳

幹 佃

査

幹

【住宅課】

課 長 川畠 満(建) 住宅管理担当監 有村 泰宣(事) 事 幸祐(建) 参 北臺 参 事 奥野 功貴(建)

【営繕課】 課 長

吉田 勝則(建) 耐震工事担当監 兼原 浩樹(建) 設備工事担当監 古土井正道(電) 平川 伸行(建) 参 事 事 参 小鳥田博夫(機) 参 事 三好 弘泰(建) 参 事 新矢 晃子(建)

住宅総務GL 主 住宅企画GL 主 主 住宅指導GL 住宅調整担当 主

住宅管理G L 主 住宅収納G L 営繕企画G L 一般営繕G L 庁舎営繕G L

住宅修繕GL

警察営繕G L

学校営繕第二G L

電気設備第一GL

電気設備第二G L

主 主 主 主 主 学校営繕第一G L

主

西川規功枝(事) 査 原田 慎治(建) 杳 田原 修(建) 査 保本 尚久(建) 平田 査 衡(建)

主 杳 横川 裕一(建) 主 査 日高 昌文(建) 主 査 長崎 聖(建) 主 柴﨑 査 稔(電) 主 査 山本 邦博(電)

機械設備第一G L 主 査 菊田 敬一(機) 機械設備第二G L 主 查 小松健一郎(機)

《地方機関》 西部建設事務所 所 長 宮本 通孝(土)	次長(兼)政策監 戸野 雅生(事) 次 長 寺田 清明(事) 次 長 北山 忍(土) 次 長 伊達 雅弘(土)	【建 築 課】 建 築 課 長 審査第一係長 主幹(兼)審査第二係長 検査指導係長	北本 拓也(建) 河野 郁子(建) 田坂 敦志(建) 谷口 享子(建)
東部建設事務所 所 長 蒲原 幹生(土)	次長(兼)政策監 中本 和弘(事) 次 長 山口 謙二(土)	【建 築 課】 建 築 課 長 審 査 係 長 住 宅 係 長	松井 稔(建) 久留嶋正昭(建) 山野内孝宏(建)
北部建設事務所 所 長 菅島 章文(土)	次長(兼)政策監 小西 正記(事) 次 長 後藤 裕司(土)	【建 築 課】 建 築 課 長 主 査	濵井 寿光(建) 戸田 恭子(建)
広島市	】 〒730-8586 広島市中区国泰寺町1−	6-34 TEL (082) 245-2111	
《本 庁》 【都市整備局】 都市整備局長	都市計画担当部長	都市デザイン担当課長 清 水	由明
中 村 指導担当局長	純	建築指導課長 横山	太造
谷 康	宣	+6=0.±6/#+0.\/.=m.==	>4- →17
	営繕部長(兼)営繕課長 萬ヶ原 伸 二	施設整備担当課長 橋 本	浩二郎
	住 宅 部 長	住宅政策課長 西村	博基
	金澤正裕	基町住宅担当課長 外 垣 住宅整備課長 宮 本	誠 治 佳 彦
		位七 走 佣 床 及	住 岁
《区役所》	/	日 <i>(</i> 7字)	
中 区 役 所 東 区 役 所	建築担当部長(兼)建築課長 山 村	根 健 治 建 築 課 長 丸 岡	患一
南区役所		建築課長登立	哲
西区役所	建築担当部長(兼)建築課長 石	牛 哲 郎 	出 禾
安佐南区役所 安佐北区役所		建築課長 中島 建築課長 宮下	崇 秀 一 成

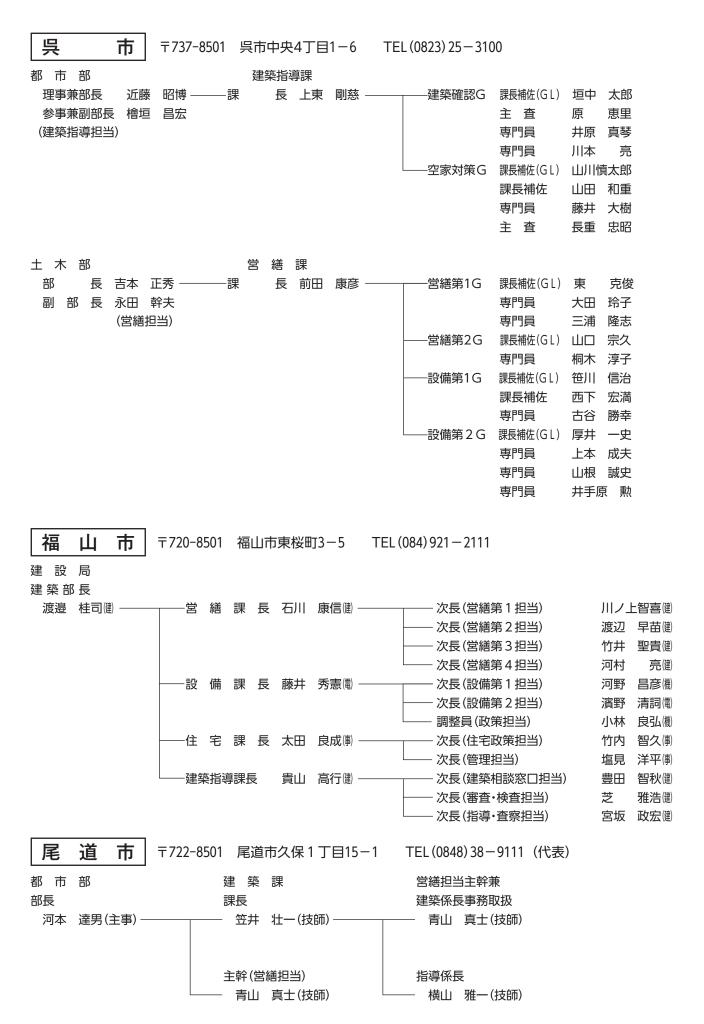
安芸区役所

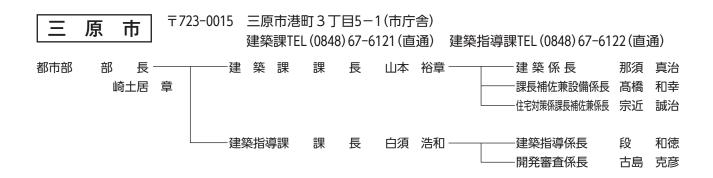
佐伯区役所

建築課長藤井敬三

山内辰憲

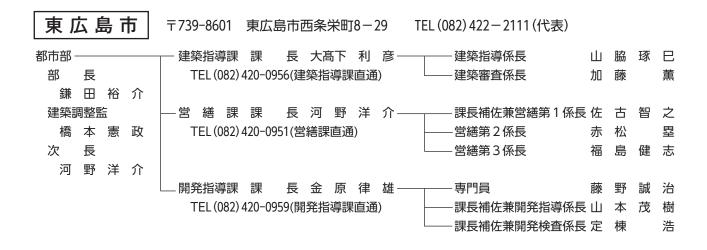
建築課長

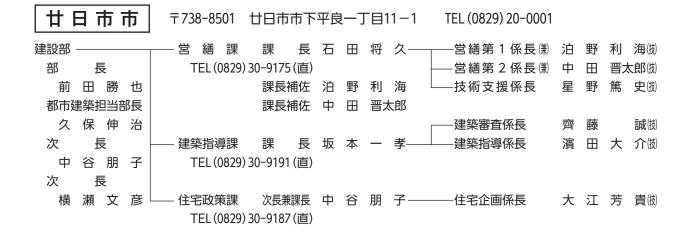




三次市 〒728-8501 三次市十日市中2丁目8-1 TEL(0824)62-6385

建設部長 秋山和宏 宏都市建築課長 大前安史 都市計画係長新谷一馬建築指導係長山田真司





矢作建設グループには全国で 4000 件以上の耐震補強実績があります。









■ 建物を使用しながら工事が可能

■ 高層建築物に対応
■ 眺望・採光を確保

55 矢作建設工業株式会社

広島支店 〒732-0052 広島市東区光町1-9-28 第一寺間ビル7階 TEL:082-264-6680 FAX:082-264-6683

〈営業品目〉

杭打工事・サッシエ事・ALC工事/合板・新建材・住宅機器 合成樹脂原料・樹脂製品/IBM OA機器・システム開発 建設資材の総合商社

心 光和物產株式会社

広島支店/〒733-0001 広島市西区大芝2丁目10番23号 TEL (082) 230-1855代 FAX (082)230-1866



エスケー化研の製品は建築物の資産価値向上に貢献します



SKタイカコート



セラミライトエコG



内装用汚染防止エマルション塗料 セラミフレッシュIN



水性厚膜型特殊合成樹脂系塗床材 SKスペシャルフロアー



建築仕上材の総合メーカー -化研株式会社 www.sk-kaken.co.jp

TEL:082-943-5043 FAX:082-943-5036

協会下ピックス

<月 間 行 事>

令和3年3月1日~令和3年4月30日

○ 3月2日 日事連総務・財務委員会(WEB会議) 豊田副会長出席

○3月3日 広島県消費生活課建築相談 於:広島県生活センター 苗村住宅委員出席

○ 3月10日 日事連中四国ブロック協議会会長会議(WEB会議)

衣笠会長・豊田副会長・河原専務理事出席

○3月11日 情報・編集委員会

○ 3月18日 ひろしま住生活月間実行委員会運営委員会(WEB会議) 大木主任出席

総務渉外委員会

○3月23日 マンション計画修繕部会

○ 3月25日 住宅委員会

○3月26日

広島市住宅相談 於:広島市役所 立石指導委員長出席 ひろしま住まいづくりコンクール2020表彰式 於:広島県庁 豊田副会長出席

じつしま住まいってリコンケール2020衣料式 が・広島県月

三役会・理事会 於:広島YMCA本館 第三回日事連青年部会連絡会議(WEB会議) 村田理事出席

○3月27日 令和3年「岸田文雄後援会新春互礼会」

於:広島国際会議場 衣笠会長、豊田政研会長出席

○4月7日 広島県消費生活課建築相談

於:広島県生活センター 苗村住宅委員出席

会員交流委員会

○ 4月8日 広島商工会議所建設業部会正副部会長会議·通常総会·講演会

○4月13日 情報・編集委員会

○4月14日 広島県建築士事務所政経研究会監査

○ 4月16日 (一社)広島県建築士事務所協会監査

○4月22日 住宅委員会

総務渉外委員会

日事連会誌編集専門委員会(WEB会議)

於:CREATORE with PLUS 福山理事出席

○4月28日 三役会・理事会 於:広島YMCA本館

<今後の行事予定>

○ 5月27日 広島県建築士事務所政経研究会 通常総会

(一社)広島県建築士事務所協会 定時総会 於:リーガロイヤルホテル広島

○6月16日 既存住宅状況調査技術者講習(更新講習) 於:建築サロン

○ 6月23日 建築士定期講習 於:広島商工会議所

美和ロック・HORIロック 広島地区代理店

〒733-0815 広島市西区己斐上4丁目31番2号 TEL082-507-1191代)·507-1189



露出型弾性固定柱脚工法



http://www.isbase.jp

(財)日本建築センター評定/国土交通省大臣認定



(人) 有限会社 キヨウヤマ

本 社

広島市西区中広町2丁目14-21 TEL (082) 532-3067

松山営業所

愛媛県東温市則之内乙2575-7 TEL (070) 5513-0342

高松営業所

香川県高松市瓦町1丁目9-20 TEL (087) 842-1668

エレベーター・リフト・身障者用昇降機・テーブルリフター・昇降機設備



大成リフト製造株式会社

本社/広島市南区 | 東雲町19番2号 TEL (082) 284-0331(代) FAX (082) 284-0370



マンション修繕工事 内外装リフォーム 新築住宅 店舗デザイン 公共他工事 賃貸マンションプロデュース 〒731-0135 広島県広島市安佐南区長束4丁目16-2 TEL:(082)238-1511 FAX:(082)238-1511

GROUP COMPANY



広島県東広島市志和町冠字猪伏 2691-3 TEL: 082-433-5153

電気ホイスト及び天井走行クレーンの修理 保守点検、製作、販売、据付工事



山口県宇部市明神町 3 丁目 1-32 TEL: 0836-31-5262 装飾ガラスの製造販売

広島県広島市安佐北区安佐町久地 251-209 TEL: 082-837-1521 建築、インテリア用素材の開発、製造販売



株式会社エムズアーキプランニング 木造建築の各種申請サポート・企画設計

福岡県福岡市西区野方 5 丁目 64-10

長期優良住宅認定申請 確認申請 ZEH 補助金申請 BELS 評価申請 フラット 35S 申請 等各種申請サポート



正会員の皆様に朗報!

法律相談窓口(無料)が、 ますます便利に!



これまでは、建築設計・工事監理業務に限定 これからは、なんでも相談OK!

建築士事務所のための法律相談窓口

法律関係のことでお困りの方、当協会の委託法律事務所 が無料で相談に応じます。

- ※ 協会正会員に限ります。
- ※ 面談による相談です。(原則、電話による相談はできません)
- ※ 面談場所は、委託法律事務所内(広島市、尾道市、大竹市)です。
- ※ 相談に限り無料です。 解決に向けて事件の受任を依頼する場合などは有料です。
- ※ 委託法律事務所と利害関係のある案件を除きます。
- ※ 相談については法律事務所限りとし、事務所名や相談内容の詳細については事務所 協会への報告はありません。

まずは、気軽に法律事務所へご一報を!

≪連絡先≫

弁護士法人広島みらい法律事務所 (協会委託法律事務所)

電話 082-511-7772 受付時間 9:00~18:00(平日)



※電話の際、「当協会の法律相談」である旨、「当協会会員」である旨 お伝えください。





第110回 「族」

プロフィール

出身地:愛知県名古屋市 好きなスポーツ:バスケ、サッカー、 スノーボード、釣り 大成建設㈱中国支店 一級建築士事務所

恒川 真一



「旅が大好き。」という方はたくさんいらっしゃると思いますが、私もその一人です。「趣味」と呼べるほどではないのですが、「旅そのもの」と「旅を企画すること」のどちらも大好きな私の妻のおかげもあって、仕事で、二人で、あるいは家族全員で、いろいろな旅をしてきました。過去の記録を紐解いてみたら、仕事を含めると87回も渡航していたことに自分でも驚いていますが、私のお気に入りはそんな「旅の様々な思い出」です。その中でも特にお気に入りの旅の思い出をいくつかご紹介したいと思います。そんな私の旅の思い出を記事にしても読者の皆様には興味を持っていただけないとは思いますが、「旅が大好き。」なのに、コロナ禍で旅に出掛けられずストレスを抱えておられる皆様にとって、この記事がご自身の旅を思い出すきっかけになってくれるとうれしいです。



初めて行ったヨーロッパ旅行

■学生時代のバックパック

初めて行った海外旅行は1989年、大学の同級生と二人で往復の航空券だけを購入して、憧れのヨーロッパを約1カ月間放浪した旅でした。当時はまだ航空券がとても高価な時代で、アルバイトで貯めた資金に加え、両親からもらったお小遣いを投入して、トラベラーズチェックとヨーロッパ内の列車が乗り放題のユーレイルパスをリュックの底に厳重にしまいこんで、格安ホテルを探しながら巡る旅でした。イギリス→ベルギー→オランダ→ドイツ→イタリア→スイス→スペイン→フランスと一周し、私の旅好きの根幹になった旅でした。ベルリンの壁が崩壊する前で、東ドイツを横切ってベルリンに入る列車の中では機銃を抱えた兵士が厳重に見張りをしていたこと。当時はパソコンもデジカメもない時代ですので、旅の記録はネガフィルムのカメラとスケッチブック。そんな中、スイスのジュネーブで置引に遭遇し、スケッチブックと撮影済みのフィルム、コンパクトカメラ入りのショルダー

バックを盗まれてしまい、スイス警察にお世話 になったこと。同時期にヨーロッパを巡ってい た友達と、イタリアのベネチアのリアルト橋の 上で感動的な再会を果たした瞬間のうれしさな ど、今でも鮮明に思い出す旅の一つです。

■南イタリアの城郭都市巡り

1994年のGWに数日間の有休休暇を加えて16 連休を確保し、妻と二人で南イタリアへ行きま した。ローマに住んでいた友達にお願いして、 現地でレンタカーを借りてもらい、ナポリから パレルモはフェリーで渡り、南イタリア約2000 kmのドライブ旅行に行きました。ローマ→ナポ リ→ (フェリー) →パレルモ→シラクサ→タオ ルミーナ→レッチェ→マテラ→ナポリ→ローマ と回り、途中にある城郭都市を巡る旅です。訪 れた城郭都市は、全部で13都市。それぞれ非常 に個性的で、濃紺の空や海、真っ白な壁、ドラ イな空気、石畳の狭い道など、とても魅力的で 美しい街並みを形成しています。中でもオス トゥーニ、ロコロトンド、マテラ、アルベロ ベッロなど他に類を見ない街は皆様にもぜひ訪 れてみていただきたい場所です。当時はカーナ ビもありません。妻と二人で地図を広げ、迷い ながら旅を続けました。パレルモの狭い路地で 道に迷い、車を止めて地図を広げていると、職 が無いのでしょうか、平日の昼間でもどんど ん人が集まってきて、ワイワイガヤガヤと地元 のイタリア人たちにとり囲まれてしまいます。 日本人が珍しかったのだと思います。彼らは勝 手に盛り上がり、しばらくするとその中の一 人が無理やり車に乗り込んできて(おいおい、 ちょっと待って!ここはマフィアの住むシチリ アだよね。と、正直怖かったのですが)、目的



南イタリアの城郭都市巡り



アルベロベッロの特徴的な建築



ロコロトンドの街並

地まで人間カーナビをやってくれました。相当走ったのちに、そのおじさんは車を降り、チャオ!と 手を振って歩いて帰っていきました。きっと地元に戻ったら、「方向音痴の日本人を助けてやった!」 と、数日間は盛り上がるのだろうなと思います。南イタリアの人たちのおせっかいで温かい人柄に触 れた瞬間でした。

■イタリアでのスノーボードと ベネチアのカーニバル

1997年と98年の2年続けて妻と二人でイタリ アとフランスの国境近くのアルプスへ行きまし た。クールマイユールやボルミオ3000という標 高3000m級のスキー場で、私はスノーボード、 妻はスキーを満喫しました。イタリアのスキー 場は日本のスキー場とは違い、リフト待ちなど の混雑もなく、高揚感をあおる様な音楽も流れ ていません。山小屋で食べるイタリア料理も ホットワインもとても美味しくて、最高の冬の リゾート地でした。98年には、スノーボードの 帰りにベネチアに立ち寄り、ベネチアのカーニ バルを見ることもできました。ベネチアの街中 が仮面舞踏会になってしまった様な幻想的で美 しい世界に足を踏み入れて、ヨーロッパの歴史 の深さや文化の素晴らしさに心打たれた旅行で した。

■また自由に旅に行きたい!

上記の他にも次男坊が小学生の時、二人でト ルコに行ったり、ボルネオ島に行った時には 野生の象に遭遇したり、地元のレンジャーの案 内でオランウータンやカブトムシを探しに行っ たり、スペインの友人の家に滞在しながら地中 海で魚釣りをしたり、バーゼルからレンタカー を借りてロンシャンの礼拝堂を見に行ったり、 私のお気に入りは「旅の思い出」でいっぱいで す。これらの旅のほとんどは妻が企画をしてく れたものですが、最近のコロナ禍のおかげで私 たち家族も新しい旅を企画することもできず、 ストレスのたまる日々が続いています。一日も 早くコロナが収束し、自由に旅ができる日が来 ることを心から待ち望んでいます。



イタリアでスノーボード



ベネチアのカーニバル



ロンシャンの礼拝堂

会員の皆様、「私のお気に入り」の投稿を随時募集しております。 協会(電話(082)221-0600) までお問い合わせください。

傷んだコンクリートをリフレッシュ すぐれた技術・抜群の実績

リフリート工法



建物の調査と改修工事のご相談は

リフリート工業会 🗆

中国支部事務局(082)261-7191 (太平洋マテリアル(株) 中四国支社 広島営業部内)

http://www.refrete.com

愛 晃 ☎ 082-262-3110 (株) ア マ ノ 企 業 (株) ☎ 0849-33-4704

(株)カシワバラ・コーポレーション ☎ 0827-22-1266

カ ネ キ 🕿 082-277-2371 (株)

小 島 建 興 ㈱ ☎ 082-272-3773

(株)コンステック広島支店 ☎ 082-236-6333

三 共 化 学 工 業 ㈱ **2** 082-295-8600 **☎** 082−291−1631 **☎** 082-516-1070 (株) テ ク シ ー ド 東興ジオテック㈱広島支店 ☎ 082-497-4777

宮本塗装工業㈱ **☎** 082−238−3511

会員動静

(正会員)

○稲上幸生建築設計事務所

事務所所在地変更

新: 〒731-0153 広島市安佐南区安東3-11-15-201

TEL082-909-2642 FAX082-909-2642

旧:三原市中之町3-22-11-203

○株式会社ハジメ積算コンサルタント

事務所・申請者所在地変更 新:〒730-0051 広島市中区大手町3-2-19

旧: 〒730-0015 広島市中区竹屋町3-8

○平原建設㈱設計事務所

代表者変更 新:代表取締役 大武 麻吏那

旧:代表取締役 平原 秀則

(賛助会員)

○富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

会社名変更新:富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社広島支社

旧:富士ゼロックス広島株式会社



正会員

事務所名	所 在 地	開設者	管理建築士	TEL
	〒 737−0936			(0823) 34-5585
高橋工務店㈱	呉市焼山東3-4-13	高橋 正人	高橋 正人	FAX
	· 共印况山泉3-4-13			(0823) 34-1423



高橋正人

呉市焼山を拠点とし、車で1時間以内を目安に、主に木造戸建て住宅の設計、施工を行っております。お客様にとっての家造りは業者選びからと言っても過言ではないと思います。家造りのプロとして私達の選択はお客様の選択となります。地域の人が暮らす家造り、それは、地域を知る私達が大量生産ではなく、お客様のこだわりや個性を形にしていきたいと思います。

賛助会員

事 務 所 名	所 在 地	TEL	営業品目		
	〒738-0034	(0829) 39-3333	木材・建築資材の販売、		
ナイス(株)	廿日市市宮内六本松	FAX	住宅の供給、木造建築物の		
	917-13 2階	(0829) 39-3390	推進		



広島県建築士事務所協会に入会させて頂きました。

これからも当社の理念に基づき、当社グループの総合力を最大限に生かし、「お客様の素適な住まいづくりを心を込めて応援」してまいります。



群しくはホームページで 三和シヤッター 単言。



- ガラス製のたれ壁とは異なり、地震などによるひび割れ。 落下した際のガラス飛散の心配がいらない。
- 中桟や下枠が無いので、見通しが良くスッキリとした意匠。
- 壁面に下地が不要で、取り付けも片側からの作業が可能 なので、設置コストを低減。

防煙たれ壁「サンスモーク」

防煙シート テンションタイプ BTS

三和グループ 三和シヤッター工業株式会社 082-297-3014

システムを売る建材の専門商社



広島支店

広島県安芸郡坂町北新地4丁目2番30号 東部流通団地

Tel(082)885 - 3411 Fax (082)885 - 3400

本 社/尾道 支店/尾道·福山 営業所/松山·三原·岡山·山陰·備北

山口·鳥取·東京

建設資材の総合販売及施工

杭 地 業:PHCパイル(日本ヒューム・ジャパンパイル・日本コンクリート工業)

工法(HiFB・ハイパーメガ・ハイパーストレート・EAZET・アットコラム):

場所杭:杭引抜工

地盤改良:柱状改良(テノコラム)・表層改良(エルマッド)・砕石パイル

地質調査:ボーリング・サウンディング試験

外 壁 工 事: ALC(旭化成)・押出成型セメント板(ノザワ・神島化学工業)

サイディング(ケイミュー・ニチハ)

住設工事:ユニットバス・システムキッチン・洗面化粧台(LIXIL・TOTO・タカラ・パナソニック他)

介護用ユニットバス(積水ホームテクノ・大和重工・パナソニック)

その他工事:住金システム建築・大断面構造・屋根工事・太陽光発電

什器備品・木製建具・エレベーター

外 構 工 事:膜屋根・アルミハニカムパネル・雨水流出抑制・防災関連製品

ストリートファニチャー・フェンス・門扉・シェルター・自転車置場・インターロッキング

技術力を誇る建材総合商社

【営業品目】

A L C (ヘーベル)

・耐 火 被 覆

・押出成形板(メース)

・屋 根・板 金

内装(軽鉄・ボード)

・スレート・サイディング

〒734-0026 広島市南区仁保四丁目 5 番 7 号

TEL (082) 252-6840 FAX (082) 252-6878

E-mail info@oride-s.co.jp

溶 融 亜 鉛 めっき メンテナンスフリーの

めっき工場見学やめっき勉強会のお手伝いをさせていただきます。



- 車のボディーに溶融亜鉛めっきが使われているのを御存じですか?
- 電力の鉄塔を塗り替えているのをご覧になられた事がありますか?
- 始終、トラックのタイヤに踏んづけられているグレーチング、錆びたグレーチングを 見られた事がありますか?

お問い

合わせ先

圓光產業株式会社

TEL:(0845)25-1115(担当:松原・寺本)

〒722-2102

尾道市因島重井町474-25

FAX: (0845)25-1181 URL http://enko.co.jp/

【事務局だより】

事務局職員の異動

長く協会を支えてくれていた吉村和美さんが2月初め、山内あやさんが3月末で退職し、4月からは三宅涼子さんが勤務しています。また、育休中でしたパート職員の鳥田真由美さんが4月から復帰しました。どうぞよろしくお願いいたします。





昨年2月から出産・育児のため休暇を頂いていましたが、4月中旬に復帰いたしました。

精一杯取り組んで参りますので、よろしくお願いいたします。(鳥田)

3月末に主人の仕事の都合で岡山県から引っ越して来ました。 仕事にも広島にも早く慣れようと日々奮闘しています。 これからどうぞよろしくお願いいたします。(三宅)



編集後記

会員の皆様にご愛読いただいている「建築士事務所会報」ですが、今年度から隔月の発刊になります。

現在のような形で会報誌をお届けし始めたのが1983年(昭和58年)です。以来、40年近くたちますが、その間、紙面はB5サイズからA4サイズに変わり、表紙はモノクロからカラー紙面とし会員の方の建築作品を掲載するようになりました。そして、今回、毎月の発刊から2カ月に一度の発刊となります。目的は掲載内容の更なる充実です。例えば、建築士事務所の皆様にとって有益でかつ広島ならではの特集記事を親しみやすいカラー版で掲載します。また、会員の皆様の交流の場となれるような紙面づくりを目指しています。会員の皆様にも楽しいアイデアをいただければ幸いです。これからも、会員の皆様と共に進化成長を続けていける会報誌でありたいと思います。

専務理事 河原 直己

一般社団法人 広島県建築士事務所協会 情報・編集委員会

担当副会長 恒川 真一 委員 山本 英広

 担当理事
 片田
 機敷
 重和(賛助会員)

 委員長
 福山
 雅也
 日高
 博之(賛助会員)

副委員長 熊野 弘伸(賛助会員)

 委員藤本誠二
 事務局河原 直己長谷川彩子

 三好明彦
 大木 一郎

新見 嘉浩

発行所 一般社団法人 広島県建築士事務所協会

〒730-0013 広島市中区八丁堀5番23号

TEL (082) 221-0600

FAX (082) 221-8400 ホームページアドレス https://h-aaa.jp/

Eメール info@h-aaa.jp

印刷所 株式会社インパルスコーポレーション

〒731-0141 広島市安佐南区相田1丁目16番27号

TEL (082)878-6000 FAX (082)872-1664

会報誌への広告掲載を募集しています

会員:(一社)広島県建築士事務所協会の正会員及び賛助会員

□ 広告料(税込)

サイズ	1	/4	1	/2	1ページ						
申込者	会 員 会員外		会 員 会員外		会 員	会員外					
白 黒	19,800 33,000		660 11,000		13,200	22,000					
カラー	33,000 49,500		11,000	11,000 16,500		33,000					
大きさ	A4サイズの約1/4		A4サイズ	で約1/2	A4サイズ(縦)に入るもの						
756	約60mm×約165mm		約120mm	×約165mm	約250mm×約165mm						
備考	年6回組	继続契約	1回a	うたり	1回あたり						

【おねがい】1. 申込書は、希望掲載月の前の月の5日までにご提出ください。

- 2. 原稿は、申込者が作成してください。
- 3. 原稿は、希望掲載月の前の月の10日までにご提出ください。

広告申込書

	1														_
お申込者(社名)						申	込	日	4	介和	Í	Ŧ	月	E	3
ご 住 所															
担当者ご氏名															
TEL						F	A	Х							
e-mail															
広告の名称(表題)															
広告サイ	イズ		1/4	□ 1/2			1ペ	ージ							
カラ・	_		白黒	ロカラ	-										
希望掲載月			6 回	□ 5月		7月		9月		11月		1月		3月	
		X1/4	1サイズは	、年6回の紀	継続契	約とな	りま	す							
広告料金額															

※広告の希望欄に✔を付けてください。

【お問合先・お申込先】 (一社)広島県建築士事務所協会 〒730-0013 広島市中区八丁堀5-23才ガワビル2階 電話 082-221-0600 FAX 082-221-8400 Eーメール info@h-aaa.jp

随時募集

会報誌発行時の広告チラシやパンフレットの有料折込

毎月の会報発行時に貴社の広告チラシや製品パンフレット等を有料で同封いたします! 受付可能なサイズ等、詳しくは事務局までお気軽にお問い合わせください。 折込料:11,000円(税込)/1回

2021年度 新規加入受付中

中途加入は翌月1日より補償開始

建築士事務所協会会員の皆さまへ

消費者 保護を形に すれば・・・

日事連・ **賠償責任保** 建築士事務所〈建築家賠償責任保険〉

建賠保険は 建築士事務所を賠償事故から お守りする保険です。



弁護士相談無料サービス

施主とのトラブルや従業員とのトラブル・・・ 建築士事務所の**お悩み解決**をサポートします!

日事連サービス

クリック

ネットで お手続き

▶日事連・建築士事務所 賠償責任保険とは・・・

発注者から 大きな信頼

国内建築物の設計業 務のミスを包括的に カバー 団体割引で 加入可能

事務所協会(会員)の ための制度 *選べる5タイプ*

基本補償プランの支払 限度額は事務所の実態 に合わせて選択可能 保険料は 損金処理可能

保険料は経費として損金処理可能、お支払いは 便利な自動口座引落し**

さらに 特約(オプション)プランで安心をプラス

会員のみ加入可能、別途 特約保険料が必要

安心② 建築基準法等における「法令基準未達」時の賠償事故を補償

安心 建物調査業務(耐震診断等)中の賠償事故を補償

安心4 事業活動中(テレワークを含む)のサイバーリスクを補償 New

●この広告は、日事連・建築士事務所賠償責任保険の概要についてご紹介したものです。保険の詳細はホームページ (https://njs-ins.com/) に掲載のパンフレットをご覧ください。ご加入 (同じ内容で更新する場合を含みます。) にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。「重要事項説明書」には、ご加入または更新される保険の商品内容をご理解いただくために重要な情報、および、お客様にとっては不利益となる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しております。詳細は保険約款によりご確認ください。なお、ご不明な点等がある場合には、日事連サービスまでお問い合わせください。

(*)自動口座引落しは更新契約に限ります。新規ご契約に関しましては、指定口座へのお振込みをお願いいたします。

資料請求、お問い合わせは下記にお申し付けください。

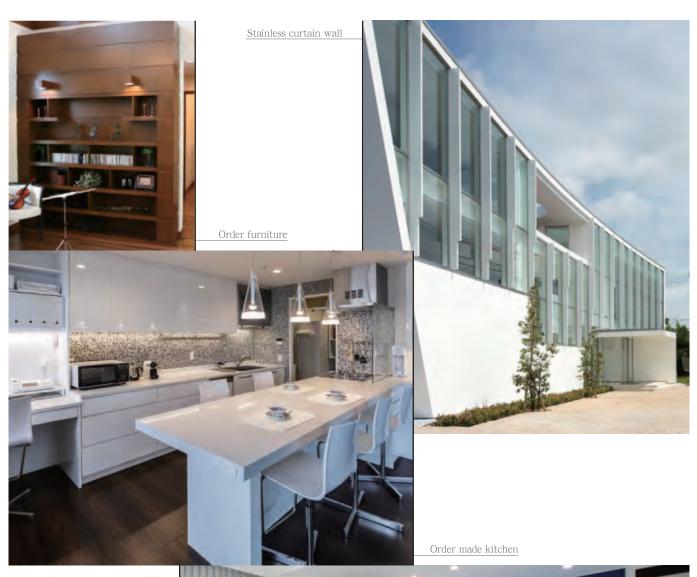
日事連・建築士事務所賠償責任保険 取扱指定代理店 〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-9-4 東京STビル3階

有限会社 日事連サービス

TEL.03-3551-6633(建賠保険専用ダイヤル) FAX.03-3552-1066 E-mail: njs-q@nichijiren-service.com

〈幹事引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社〉

20-T04199 2020年12月作成





Order made kitchen



ステンレス加工と家具製作 そしてキッチン。



株式会社 松岡製作所

本社・ショールーム

東京ショールーム

広島市西区商工センター 8-9-33 TEL:082-277-2571 FAX:082-277-2789 東京都世田谷区奥沢 7-1-3-1F TEL:03-5726-8622 FAX:03-5726-8623 http://www.matsuoka-pro.com で 0120-477-473

"建設業界の発展"のために協同できること

私たち総合資格学院は、建設業界の振興を目的とし、様々なかたちで全国の建設系団体や地方自治体と協同させていただいております。 その活動は設計展の支援から、講演会の支援や当学院合格者の入会斡旋まで多岐にわたりますが、ここではその取り組みの 一部をご紹介させていただきます。今後も、No.1スクールの自覚を持ち、この様な活動を通じて建設業界に貢献して参りますので、 各種イベントや企画に関するサポート等については、お気軽に最寄りの当学院までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。

21世紀アジア地域に向けた新しい建築「伊東豊雄氏 講演会 |

平成29年9月22日。大連理工大学建築·芸術学院、大連民族大 学設計学院との共同で「21世紀アジアの地域に向けた新しい 建築」と題したイベントが中国の大連で開催されました。このシ ンポジウムでは、当学院が長年にわたり活動を支援している伊東 豊雄氏の基調講演をはじめ、中国の著名建築家や大学教授の 方々をゲストに迎えたクロストークなどが行なわれ、日中合同で 実現した有意義なイベントは大きな反響と共に幕を閉じました。







—社)東京建築士会 × √総合資格学院

住宅課題賞2018 [建築系大学住宅課題優秀作品展]

東京建築士会の主催による設計展「住宅課題 賞」は、建築を学ぶ学生のみなさんが、建築の 基本である住宅の設計を通して建築への興 味とその社会的な意義の認識を深めるととも に、大学間、第一線の建築士との交流によっ て、建築教育の情報交換と向上を図る目的で



開催されています。当学院が発行する本展記録集では、各校か ら選出された51作品すべてを各4ページで紹介。また、建築教 育関係者の情報交換の場となるよう課題文を展示する、という 設計展の趣旨を作品集においても踏襲し、作品紹介と一緒に 課題文や指導教員のコメントも併せて掲載しています。



若手業界人・建築学生向け 特別講演会

毎年恒例となっている、若手業界 人と建築を学ぶ学生を対象とした 講演会。平成30年は当学院が活 動を支援する伊東氏と、当学院で 学び一級建築士資格を取得した 小堀氏がゲストとして登壇。これか 6の業界を担う方々にとって、とて も有意義な講演会となりました。



金沢市 × (ア)総合資格学院

歴史的空間再編コンペティション2019

歴史的空間再編コンペティションは、「学生のまち・金沢 | 「歴 史都市・金沢」に全国の学生が集い、歴史的な空間との対 話を通して、学び合い競い合うことで、歴史的空間のストック を見つめ直し、新しい価

値が生まれる学びの場 を創ることを目的に開 催されています。



名古屋工業大学/光鯱会× // 総合資格学院

第六回 鈴木禎次賞

同大学建築学科OB会の創立100周年を記念して創設 された鈴木禎次賞。組織型設計体において、特に若手設 計者によって設計された、創造的で、かつ機能的、技術的 にも卓越した確認作品と、その設計者を表彰することを目 的として開催されています。



総合資格学院は「日本一」の合格実績!

2019年度 1級建築士 設計製図試験(12月19日発表)

広島県 合格者占有率

広島県合格者 69名中/当学院当年度受講生 46名 (2019年12月19日現在)

2019年度 1級建築士学科+設計製図試験(12月19日発表)

広島県)ストレート合格者占有率

広島県ストレート合格者 33名中/当学院当年度受講生 20名 (2019年12月19日現在)

広島県でもNo.1

2019年度 2級建築士 設計製図試験

当学院当年度受講生合格者数

◆2019年度 1製建築土設計製図試験 全国合格者1,541名中、当学院当年度受護生840名 全国合格者占有率57.1% ○019年度 1設建築土設計製図試験の合格美組。2019年2月9日に発表された。2019年10月13日業施会場の「総建築工設計 ※当学家のNo.11回する表示は、2019日最合(No.13元)第六間する実施製造物も最近を設立される。 追附着合格者数・返用県ストレート合格者数は、(201)建築技術教育業及センター発表に基づきます。 半学科・製図ストレー た格者とは、保健生生学科技術と合格、(同年度の保健生産計劃と開発にストレートで各格となります。

広島県建築士事務所協会会員様





広島県広島市中区中町7-35 和光中町ビル 4F TEL.082-542-381 <u>広島県福山市三</u>之丸町11-11 三の丸ビル 1F TEL.084-991-3811